

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

「保険契約等に関する権利の評価」の変更 — 名義変更時の買取金額 —

先日、保険契約等に関する権利の評価について改正がありました。

これにより、法人が役員または使用者に対して保険契約等に関する権利を支給（いわゆる「**名義変更**」）した場合の評価方法が変わります。

1. 改正の内容

現状(改正前)は保険契約等の名義変更が行われた場合、「**名義変更時において保険契約等を解約した場合に支払われることとなる解約返戻金の額**」で評価するものとされておりました。

しかし低解約返戻型保険等、著しく解約返戻金が低いと認められる保険契約等については、解約返戻金での評価は適当ではないとされました。

改正後の評価は以下の通りとなります。

- i) 解約返戻金の額が、前払保険料や保険積立金等、**資産に計上した額の70%に相当する金額未滿**である保険契約等に関する権利を支給した場合には、**資産に計上した額**により評価する。
- ii) 復旧することのできる払済保険その他これに類する保険契約等を名義変更した場合には、**資産計上額に法人が損金に算入した金額を加算した金額**により評価する。

2. 対象となる保険契約等

この改正の適用を受けるのは以下の2つを両方満たす保険契約等です。

- ① **契約日が2019年7月8日以降のもの**
- ② **名義変更日が2021年7月1日以降のもの**

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。